

○ 特定建設作業の規制に関する基準に係る特に静穏の保持を必要とする区域等（振動規制法施行規則に基づく区域の指定）

笠間市告示第286号

振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第1付表第1号の規定に基づき、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域等として市長が指定する区域を次のとおり指定し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年4月1日

笠間市長 山口 伸樹

平成24年4月1日笠間市告示第285号で指定された地域のうち、次に掲げる区域

- 1 第1種区域として指定された区域
- 2 第2種区域として指定された区域のうち工業地域を除く区域
- 3 工業地域のうち、次に掲げる施設の敷地の境界線から80メートルの区域内
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所
 - (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム